平成28年経済センサス - 活動調査の概要

1. 調査の目的

全産業分野の売上(収入)金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、 我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、 事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団資料を得ることを目的としている。

2. 調査日

平成28年6月1日

なお、「5. 調査事項」のうち、売上(収入)金額、費用等の経理事項は、平成27年1年間の値を把握している。

3. 調查対象

(1) 地域的範囲

全国(ただし、以下に掲げる地域を除く。)

<調査範囲から除外した地域>

平成28年6月1日現在において、東日本大震災に関して原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項の規定に基づき原子力災害対策本部長(同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。)が設定した帰還困難区域を含む調査区

(2) 属性的範囲

調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く国内全ての事業所・企業(以下「調査事業所」という。)について行った。

- ① 大分類A-「農業、林業」に属する個人経営の事業所
- ② 大分類B-「漁業」に属する個人経営の事業所
- ③ 大分類N-「生活関連サービス業,娯楽業」のうち、小分類792-「家事サービス業」に属する事業所
- ④ 大分類R-「サービス業(他に分類されないもの)」のうち、中分類96-「外国公務」に属する事業所

4. 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる1区画の場所を1事業所とし、これを

調査の単位とした。単一の経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの 場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異 なるごとに1事業所とした。

なお、事業所としての取扱いに関し、以下に掲げるものについては、特例を設けた。

(1) 建設業

作業の行われている工事現場、現場事業所などは、それらを直接管理している本 社、支店、営業所、出張所などの事業所に含めて調査した。また、自営の大工、左 官、塗装工事・屋根工事・配管工事・電気工事などの業者については、工事現場で は調査せず、それらの業者の事業所又は自宅で、その従業者も含めて調査した。

(2) 運輸業

鉄道、自動車、船舶、航空機などによる運輸業は、管理責任者のいる場所を事業 所とした。鉄道業について、駅、車掌区、車両工場などは、それぞれを1事業所と した。ただし、駅長、区長などの管理責任者の置かれていない事業所は、管理責任 者のいる事業所に含めて調査した。

(3) 学校

同一の学校法人に属する幾つかの学校、例えば、大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園などが同一構内にあるような場合、学校ごとにそれぞれ1事業所とした。 ただし、高等学校に併設されている定時制課程などは別の事業所とせず、その高等学校に含めて調査した。

5. 調査の方法

調査は調査員による調査(以下「調査員調査」という。)と総務省、経済産業省、都 道府県及び市区による調査(以下「直轄調査」という。)の2種類からなる。

(1) 調查員調查

単独事業所及び新設事業所(ただし、(2)における特定の単独事業所及び新設事業所を除く。)については、調査票の配布は調査員が行い、取集はオンライン又は調査員による回収により行った。

・総務省及び経済産業省ー都道府県ー市区町村ー統計調査員ー調査事業所

(2) 直轄調査

複数事業所を有する企業等については、その本所(本社・本店)となる事業所に対して、調査票の配布は総務省及び経済産業省が郵送により行い、取集は市区、都道府県、総務省、経済産業省の担当区分に応じて、オンライン又は郵送により行った。また、特定の単独事業所(純粋持株会社、不動産投資法人及び資本金1億円以上の事業所)及び新設事業所については、総務省及び経済産業省が、調査票の配布は郵送

により行い、取集はオンライン又は郵送により行った。

ア 市区による調査

同一市区内に全事業所を有する従業者数30人未満の企業等の事業所(ウに掲げるものを除く。)

- ・総務省及び経済産業省-都道府県-市区-調査事業所
- イ 都道府県による調査

同一都道府県内に本所及び支所となる事業所の大半を有する従業者数30人未満の 企業等の事業所(ア及びウに掲げるものを除く。)

- ・総務省及び経済産業省-都道府県-調査事業所
- ウ 総務省及び経済産業省による調査

複数の都道府県に本所及び支所となる事業所を有する企業等の事業所、従業者数30人以上の企業等の事業所並びに総務大臣及び経済産業大臣が定めた事業所並びに東日本大震災の影響により調査員調査の実施に大きな支障が生じている地域として総務大臣及び経済産業大臣が定めた調査区内の単独事業所及び新設事業所

・総務省及び経済産業省ー調査事業所